

【生徒心得】

言動

1. 学校の秩序をみだし、高校生としてふさわしくない言動（暴言や人を傷つけることなど）は慎むこと。
2. 飲酒、喫煙、暴力行為、考査の不正行為、その他非のある行為は厳に慎むこと。
3. 職員に対して、また生徒相互間においても互いに会釈すること、外来者に対しては特に礼を失しないように心がけること。
4. 男女生徒の交際は明朗、清純に、相互の人格を尊重し、行動に責任をもつこと。
5. 校舎内では静粛にして、他の授業を妨げぬこと。

通学

6. 通学の際は所定の制服を着用し、本校生徒であることを明らかにすること。校外行事等においてもこれに準ずる。
7. 登校後は外出しないこと。やむを得ずその必要のあるときは担任に届け出て許可をうけること。
8. 下校時刻は17:00とする。それ以後やむを得ず学校にとどまる時は関係の先生に届け出て許可をうけること。
9. 休日の登校については別に定める規定によるものとする。
10. 自転車通学するものについての注意は別に定める。

校内生活

11. 授業はやむを得ぬ事由による以外は欠課してはいけない。
12. 授業開始の合図で着席し、授業をうける態勢で待つこと。（携帯電話は電源を切り、しまっておく）
13. 授業に関係のないものは持ちこまないこと。
14. 授業の前後は指導の先生と礼をかわすこと。
15. 休講の場合は教科の先生又は学習情報の先生の指示をうけること。

出欠

16. 欠席する場合は、当日朝までに保護者を通じて電話で学校に連絡すること。（8時30分までに）
17. 欠席、遅刻、早退の際には所定の手続をとること。
 - ア) 欠席した場合には、すみやかに所定の様式により欠席届を担任に提出のこと。
 - イ) 遅刻、早退が事前にわかっている場合は、保護者から担任に届け出ること。
 - ウ) 病気欠席が1週間以上に及ぶ場合、医師の診断書が必要である。
18. 病気による欠席が3ヶ月以上にわたる場合は、所定の用紙に医師の診断書を添えて、休学を願い出ることができる。

校舎・校具

19. 校舎、校具等の公共物を大切に扱い、その使用に留意し、汚損、破損してはならない。
20. 校舎、校具等を破損した場合は、担任を通じて事務室に届け出て指示に従うこと。又、その状況によっては弁償しなければならない。
21. 校舎、校具を使用するときは、予め使用願いを出し、学校の許可をうけること。

遺失・拾得

22. 貴重品は持参しないこと。やむをえず持参したときは常に身につけ、更衣の際は定められた保管手続きをとること。
23. 金品を紛失（盗難を含む）、拾得したときは、直ちに生徒指導室の先生に届けること。

校外生活

24. 教科外活動として校外行事に参加するときは、担任または顧問の先生の付添いで実施すること。
25. 個人又はグループ等で旅行する場合は、事前に担任に届け出ること。
26. 旅行は、休業期間中以外はしないこと。
27. 旅客運賃割引証（学割）の発行を希望するものは、交付願に所定の印をうけて事務室に申し込むこと。
28. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトをする場合は、保護者の承認を得て、担任に連絡し所定の届け出をすること。なお、その場合においても、午後10時以降の深夜労働は禁止する。

その他

29. 校舎の屋上、学校周辺の池など危険な場所には近よらないこと。
30. 校内における掲示、出版物の配布、頒布、物品販売、集会等については、必ず事前に届け出て関係の先生の指導をうけること。
31. ロッカーの整理、整頓を心がけること。また、ロッカーは各自で施錠し管理すること。
32. 所持品は、はっきり記名のこと。上履きにも記名のこと。

【運転免許取得及び使用について】

本校は生徒の生命を守る立場から三ない運動を行っているので「免許はとらない」「買わない」「乗らない」を原則とする。但し、

1. 家庭の事情等によりやむを得ず二輪の免許を取得しなければならない場合は、保護者の判断のもと、保護者が責任を持って管理し、常に安全運転に心掛けるようにすること。
2. 3年生で進路上の都合により四輪の免許が必要なものに限り、学年末考査終了後に免許の取得を許可する。担任に申し出て所定の手続きをとること。
3. 二輪・四輪を問わず、登下校に利用した場合は懲戒を加える。やむを得ず、利用する場合は、事前に担任に連絡すること。

【自転車通学について】

1. 自転車通学は許可制とする。
2. 許可された場合に交付されたステッカーは指定された場所に必ず貼ること。
3. 自転車を買いかえたり、ステッカーが消失した場合は再交付するので生徒指導室の先生に申し出ること。

4. 交通法規を守り、安全運転を心がけること。特に自転車の傘さし運転や携帯電話・イヤホンを使用しての運転は法律に違反することなので絶対にしないこと。
5. 自転車は定められた置場に整頓して置き、二重に鍵をかけておくこと。
6. 以上のことが守れない場合は自転車通学の許可を取り消す場合がある。

【服装のきまり】

1. 通学服

(1) 本校が定めた規定服を基本とする。

女子：規定のブレザー、スカート、カッターシャツ（+規定のニット）

規定服の他に本校指定の水色ラインのスカートまたはスラックスを着用してもよい。

本校指定のリボン（2種類）を着用してもよい。

男子：規定のブレザー、ズボン、カッターシャツ（+規定のニット）

本校指定のネクタイ（2種類）を着用してもよい。

(2) 冬服

寒さに応じてニットを着る場合は必ず本校規定のものを着用すること。また、冬期期間中の通学時は、必ず規定服のブレザーを着用すること。

(3) 夏服

冬服からブレザーをとったスタイルを夏服とする。

イ) 本校規定の半袖カッターシャツを着用してもよい。

ロ) 寒暖調節のため、本校規定のニットを着用してもよい。

(4) (1) (2) (3) に定めた規定服および指定服の変形改造は禁止する。

(5) 調整期間中の通学服は、冬服、夏服どちらを着用してもよい。

(6) 防寒具

11月1日～3月31日の冬期期間中に、通学時のみ防寒具の着用を認める。ただし校内では防寒具を脱ぎ制服のみを着用すること。コート・マフラー・手袋等の防寒具は、華美にならないこと。

(7) 着用期間および調整期間

冬服着用： 12月1日 ～ 4月15日

調整期間： 4月16日 ～ 5月31日（冬服、夏服どちらを着用してもよい）

夏服着用： 6月1日 ～ 9月30日

調整期間： 10月1日 ～ 11月30日（夏服、冬服どちらを着用してもよい）

防寒具着用： 11月1日 ～ 3月31日（通学時のみ着用してもよい）

2. 靴

(1) 校舎内では、本校指定の上履きをはき、校舎外にでるときは、通学靴等にはきかえること。

(2) 通学靴は、学生にふさわしい靴を用いること。（サンダル、草履、下駄、ハイヒール等は禁止）

3. その他

(1) 頭髪について、染髪・脱色・パーマ等を禁止する。なお、ドライヤーやヘアアイロン、日焼け等により、頭髪が変色した場合についても改善を求めることがある。

(2) 学校生活に必要なないアクセサリ、化粧は禁止する。

(3) 医療用以外のコンタクトレンズ（カラーコンタクト等）は禁止する。